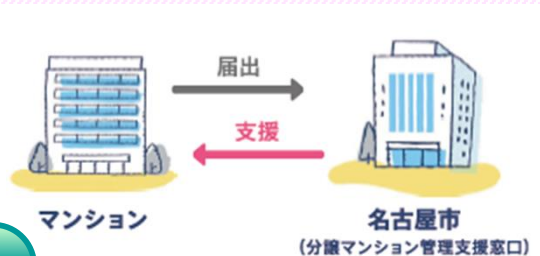


名古屋市におけるマンションの管理適正化に向けた取組

政令指定都市として全国初となる、
マンションの管理状況の届出制度の義務化

マンション管理状況届出制度

市内の6戸以上のマンションの管理者等（理事長等）は、
管理状況を市に届出が必要



助言指導事業

管理不全予備軍マンションに対するプッシュ型支援として、市職員とマンション管理士が“押しかけ”訪問

分譲マンション管理支援窓口

届出の受付から分譲マンションの管理に関する制度や相談先を案内可能なワンストップ窓口を開設（名古屋市住宅供給公社内）

届出情報に基づき、様々な支援制度へ

管理組合向けの様々な支援制度

管理組合の様々なニーズに対応した多様な支援メニューを創設

専門家相談窓口

■ 分譲マンション管理相談

マンション管理士が管理組合の運営、管理規約、長期修繕計画の見直しなどの相談に対応



■ 修繕工事に関する発注支援

修繕工事にノウハウのある名古屋市住宅供給公社の職員が業者の選定方法、業者のリストアップなどの相談に対応

■ ライフサイクルシミュレーション相談

住宅金融支援機構の職員が建物規模、築年数などに応じた「平均的な大規模修繕工事費用」、今後40年間の「修繕積立金の負担額」「修繕積立金会計の収支」の試算等を実施



専門家派遣

■ 外部役員派遣

管理不全の兆候がみられるマンションに対して、マンション管理士を継続的に派遣し、組合の設立や立て直し等を実施



■ 専門家派遣

マンション管理士が現地を訪問、理事会などで助言や情報提供を実施

■ 長期修繕計画作成支援

マンション管理士が現地を訪問、長期修繕計画の作成を支援し、理事会などで長期修繕計画の内容を説明

■ 再生アドバイザー派遣

再生アドバイザーが現地を訪問し、理事会などで助言や情報提供
その他、修繕や耐震改修、再生の検討に向けた金融面での支援メニューも用意

